

申請不備・不足書類の提出期限について

奨学金及び入学料・授業料免除申請では、申請時にすべての必要書類を提出することを原則としています。ただし、従来については、やむを得ない事由により一部の書類を提出できなかった者について、新たに不足書類の提出期限を設け、後日の提出を認めていました。

しかし、指定した提出期限までに提出しない申請者や、再三の督促にも応答せず、大幅に遅れて提出する申請者が毎年多数いるため、2020年度より以下のとおり取扱うこととします。

★指定した提出期限を過ぎても提出のない書類に対して、学生支援課からは督促の連絡は一切行いません。

不備・不足書類の提出については、申請時に窓口で提出を指示する場合と書類受付後に学生支援課からメールで指示をする場合の二通りがあります。

書類受付後に学生支援課から不足書類の提出依頼をする際は、東工大メールアドレスへメールで連絡をいたします。東工大メールアドレスを取得していない場合は、必ず取得してしてから申請してください。取得していない場合の申請は認めません。本学からのメールを受信できるように、メール設定を必ず確認してください。また、申請中は、結果通知があるまで定期的にメールを確認するよう心がけてください。申請者がメールを確認していない・確認できなかった等により申請者が不利益を被った場合、本学はその責を負いません。

★指定した提出期限までに不備・不足書類を提出しなかった申請者については、書類不備により選考から外されることがあります。

不足書類等の提出については、必ず書類提出を行ったキャンパスと同じキャンパスへ行ってください。

★申請内容について確認を要する事柄がある場合には、学生支援課よりメールでご連絡をします。必ず返信をしてください。

東工大メールアドレスに連絡をしているにもかかわらず、指定した期限まで返信がない場合、書類不備扱いとなり、選考から外されることがあります。十分注意してください。